

平成26年度 第2回 佐世保市保健・医療・福祉審議会

議 事 要 旨

【日 時】平成27年2月2日(月)19:00～

【場 所】佐世保市役所 本庁舎5階 庁議室

【出席者】柴田会長、永石副会長、久保委員、七熊委員、井手(佳位輔)委員、下田委員、山崎委員、堀池委員、川畑委員、森委員、小村委員、内橋委員、安永委員、宮崎委員、村山委員、尾形委員、野村委員、神保委員(委員22名中18名出席)

欠席:宮崎(慶太)委員、永尾委員、鴨川委員、井手(幸子)委員

【専門部会長】迎高齢者専門部会長、村山障がい者専門部会長

(事務局) 保健福祉部長、福祉事務所長、保健所長、保健福祉部および子ども未来部内関係課長他

■当審議会について

事務局(保健福祉政策課)

≪資料「保-1(当日)」により説明≫

- ・本審議会は佐世保市保健・医療・福祉審議会条例に基づいて設置された附属機関。
- ・保健、医療、福祉に関する重要事項を審議することとなり、現在のところ、法定策定義務があり、かつ法律上の意見聴取義務のある計画について、審議会の審議に付すこととしている。
- ・まず、策定すべき計画の概要を事務局から説明し、審議会はこれに対し、策定に当たって留意すべき点や、関係者の意向を踏まえた要望などを行う。前回の審議会でこれを行った。
- ・併せて、計画審議に専門性が要求されることや、作業ボリュームが大きいこと、作業時間が長いこと等を踏まえ、審議会の設置条例第6条に基づき、特別の事項を調査審議するための専門部会を設置した。
- ・以降、佐世保市介護保険市民の会、あるいは佐世保市地域自立支援協議会のご意見や提言を受けながら、高齢者専門部会を3回、障がい者専門部会を2回開催した。
- ・専門部会は、審議会に代わり「特別の事項を調査審議」するものであり、審議会からいただいたご意見を踏まえ、専門的な立場から調査審議を行っていただいた。
- ・本日は、まず当該計画の審議経過を専門部会長から報告し、その後、計画策定担当課が計画案の内容を説明する。
- ・この計画案については、各専門部会における関係機関の専門的議論によって一定の審査、審議を終えている。したがって、本日の審議にあたっては、専門的審議を終えた計画案について、なお必要となる全市的、多角的な観点からのご意見をいただき、審議会における最終案として整理していただきたい。
- ・本日いただいたご意見について、事務局にて整理を行い、会長と調整のうえ、後日、市への答申としたい。

■議事①「佐世保市老人福祉計画・第6期佐世保市介護保険事業計画」の策定について

(1)専門部会長報告

迎高齢者専門部会長

≪「高齢者専門部会審議内容報告書」により説明≫

◎第1回高齢者専門部会(平成26年7月31日)

【議事】

1. 老人福祉計画・介護保険事業計画について

2. 老人福祉計画・第5期介護保険事業計画の現状分析報告について
3. 介護保険サービスに関する実態調査結果の報告について

【審議内容】

- ・策定スケジュールの説明
- ・現計画における各事業の進捗状況報告
- ・高齢者を対象としたアンケート結果の報告
- ・介護保険制度の改正に伴い、市町村が新たに取り組む事業については、余裕をもって実施するよう要望

◎第2回高齢者専門部会(平成26年11月25日)

【議事】

1. 老人福祉計画・第6期介護保険事業計画の素案について
2. 介護保険市民の会の意見書について

【審議内容】

- ・現計画と次期計画とのサービス内容の変更点の説明
- ・要望にあった「新しい総合事業」の実施時期については、平成29年4月から実施との報告
- ・介護保険市民の会が市に提出した「介護保険事業計画についての意見書」について、意見内容の報告
- ・意見書に記載された「介護保険料」や「要介護認定」など各項目に対する市の考えや方針の説明

◎第3回高齢者専門部会(平成27年1月27日)

【議事】

1. 老人福祉計画・第6期介護保険事業計画(案)について

【議事内容】

- ・前回提示した案からの変更点の説明
- ・次期計画期間の介護保険料基準月額を5,722円とする旨の説明
- ・介護保険人材の確保や介護認定等についての意見
- ・提示された計画案に一部修正を加え、了承

(2)計画策定担当課説明事務局(長寿社会課)

≪資料「長-1」により説明≫

●次期計画の概要について

- ・現行計画の構成に沿った形で、次期計画も作成している。
- ・地域包括ケアシステムの構築が求められており、持続可能な介護保険制度の構築のために、以下の事項を踏まえた計画とした。

- ①2025年のサービス水準等を推計
- ②住宅サービス・施設サービスの方向性の提示
- ③生活支援サービスの整備
- ④医療・介護連携、認知症施策の推進
- ⑤住まいの充実

●高齢者数等の概要について

- ・人口は減少傾向、認定者数は増加傾向、認定率は平成24～26年度は減少傾向にあるが、その後は増加すると見込まれる。

- ・標準給付費は毎年増加傾向。
- ・保険料は現行計画では月額5,822円だったものが、次期計画では月額5,722円と、100円減。
- ・内訳は、住宅サービス2,554円、施設サービス1,726円、居住系サービス922円、地域支援事業費112円、その他給付費364円。

(3) 質疑

◆永石副会長

資料「長-1」、保険料の内訳の図について、内訳を合計すると5,748円になり、月額5,722円と相違があるが、なぜか。

◇事務局(長寿社会課)

介護保険の基金を一部取り崩して、5,722円にする。差額の26円分が基金の取り崩し。

◆会長

保険料が100円減額になる理由は何か。

◇事務局(長寿社会課)

今回、国から示された介護報酬改定が2.27%のマイナスになっており、その影響。

◆久保委員

介護人材の人数の計算、見込みはないのか。将来的に足りるのか。

◇事務局(長寿社会課)

介護人材の確保策については、従来から県の方で計画を立てている。市ではこれまで分析等はしていない。

◆久保委員

県央、県北、県南では状況が違う。県に任せて一括にして欲しくない。佐世保独自で数を出しておかなければならないのではないか。

◇事務局(長寿社会課)

保険者である市町村も、人材確保に取り組むべきであるということは従来から言われてきた。国は今回の制度改正に併せて、今年の秋ごろ、市町村の取り組むべき役割について示すとのことだが、まだ詳細の発表がなされていない。市として取り組むべき事項について方向性ははっきりしていないが、今後取り組んでいかなければならないとは考えている。

◆神保委員

保険料について、前は928円増、今回は100円減とのことであるが、それぞれの背景、事情について教えてほしい。

◇事務局(長寿社会課)

国が示すワークシートで保険料を用いての算定をしているが、第5期については高齢者数の伸び、施設整備等の状況、介護報酬の増等の要因により、第4期より上がったものと思われる。

今回は介護報酬がマイナスであり、計算の結果、この金額となった。

◆森委員

高齢者部会に入っていたが、専門部会で論議があったことについて、ぜひしっかり頑張っていたいただきたい。保険料を抑制することであるが、サービスの抑制とはならないように頑張っていたいただきたい。特に新しい事業、佐世保市独自で作っていかねばならない日常生活支援事業について、地域がしっかりやっていかねばならないと思うので、ぜひもっと前に出て引っ張ってほしい。

要望になるが、要介護認定率が佐世保の場合は全国よりも5%高く、費用削減のために認定率を下げたい、また介護認定を受けても未使用の部分が多いという論議もあってきた。そうすると介護保険が使い勝手が悪くなるという懸念も

ある。そうならないようにしっかりやっていただきたい。

PR が足りないのではないかと。定期巡回随時対応型訪問介護看護について、まだ制度を知らないケアマネもいらっしゃるんじゃないか。市民からすると、しっかりPR していただきたい。

◇事務局(長寿社会課)

ご承知のように、介護保険制度は非常に複雑。PR をしないというわけではないが、多種多様な制度があるので、なかなか一時に皆様にご理解いただくのは難しいのではないかと考えている。それぞれご相談に来られた時に、適切なサービスに繋いでいきたいと考えている。

専門部会にて定期巡回随時対応型訪問介護看護が浸透していないという話があったが、その後、居宅介護支援事業所等にチラシを送り、周知を図ることとしている。ただ、なかなかこちらが思うほどは利用が伸びていないのが事実。個別の事例についての相談の際に、こういったサービスがあると利用者に提示しながらご説明していきたいと思う。

◆会長

非常に多くのサービスがあるが、これらを利用する際にどこに相談に行けばいいのか。

◇事務局(長寿社会課)

長寿社会課や市内 9 カ所の地域包括支援センターに来ていただくと、必要なサービスに繋いでいけるような体制を整えている。

◆尾形委員

保険料の内訳について、5 期と 6 期について、サービスにかかる金額の割合の変動がどこかにあるのか。

◇事務局(長寿社会課)

基本的には施設サービスは、計画において増やしていくサービスであり、計画外で増えていくことはない。施設サービスについては横ばい。地域密着型サービスが増えているので、その分利用者が増えている。

◆会長

素案 114 ページの徘徊高齢者家族支援サービス事業について。徘徊高齢者を在宅で介護している家族に GPS 端末を貸与している、端末を持たせることが難しい高齢者に対しては効果がないとあるが、靴に GPS を取り付けているような事例も聞く。それについてはどうか。

◇事務局(長寿社会課)

現在の GPS については、自分で外してしまうことが多く、普及が難しい。靴については、GPS 付の靴をなかなか履かないという事例も聞いている。常時 GPS 付靴を履く癖がつけられたら有効な対策だと思う。最近は徘徊対策のグッズも出てきている。どういったものが有効なのか研究を続けて、導入に向けて検討していきたい。

⇒審議会として計画案を承認

■議事②「第 4 期佐世保市障がい福祉計画」の策定について

(1)専門部会長報告

村山障がい者専門部会長

〈障がい者専門部会報告書により説明〉

◎第 1 回障がい者専門部会(平成 26 年 7 月 31 日)

- ・次期計画策定スケジュールと内容、基本方針等の説明
- ・各種障がい福祉サービスの状況、成果目標などについての意見

◎第 2 回障がい者専門部会(平成 26 年 11 月 26 日)

- ・次期計画素案について、計画の概要、佐世保市の現状、障がい福祉サービス等の事業量の見込みについて説明

- ・成果目標、活動指標の事業量見込等について意見
- ・サービス等事業量見込数値の確定が平成27年3月までかかるため、中間報告時点での数値ということ踏まえ、素案を了承

(2) 計画策定担当課説明

事務局(障がい福祉課)

≪資料「障-1」により説明≫

●次期計画の概要について

- ・平成24年3月に策定した、現在の第3期「佐世保市障がい福祉計画」が今年度で計画期間終了を迎えるため、平成27年度からの第4期「佐世保市障がい福祉計画」を策定することとした。
- ・この計画は、障害者総合支援法第88条に基づき、国の定める基本方針に即して「市町村障害福祉計画」として3ヶ年を1期として策定する短期の計画。第4期の計画期間は平成27年度から29年度となる。
- ・障がい福祉課が策定する計画には「障がい福祉計画」と「障がい者プラン」があり、前回の策定時は2計画を一緒に策定したが、今回は計画のみの策定となる。
- ・「障がい者プラン」は障害者基本法第9条第3項に基づいて策定するものであるが、「共生社会の実現」という目標を踏まえつつ、障害者総合支援法の趣旨に則り、障がい者が地域で自立して暮らせる環境づくりを目指す。
- ・保健・医療・福祉・労働・教育関係者・学識経験者、障がい者団体、障がい者施設の代表者等の意見を反映させるため、「障がい者専門部会」を設置し、審議を行った。
- ・サービス事業所等を対象に調査を行い、回答があった事業所の一部を対象として直接の聞き取りによる調査を行った。

●障がい福祉サービス等の事業量について

- ・以下のとおり、29年度の成果目標5つを記載。国が示した割合等を佐世保市の現状に当てはめて数値を出している。
 - ①平成25年度末の施設入所者数の12%以上を地域生活へ移行:54人
 - ②平成29年度末までの施設入所数を平成25年度末時点から45以上削減:429人
 - ③平成29年度における年間一般就労移行者実績が平成24年度の2倍以上:24人
 - ④平成29年度における就労移行支援事業利用者実績が、平成25年度末の6割以上増加:132人
 - ⑤平成29年度における就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合:50%

- ・事業量の見込については、以下の3つがある。主なものについて説明を行う。

(1) 障害福祉サービス等の事業量見込み

・[訪問系サービス]

居宅においてヘルパーの支援を受けられるサービス。利用人数は今後減少の見込み。在宅でホームヘルプ等サービスを受けるのではなく、施設でサービスを受ける人が増えてきており、利用者が減ってきている。

・[日中活動系サービス(生活介護)]

日中に、入浴排泄食事の介護を行ったり、製作的な生産活動を提供するサービス。訪問系サービスが減ってきている分、こちらが増えている。

・[就労移行支援]

一般企業への就労を希望する方、雇用が見込まれる方に対して知識や能力の向上、職場開拓等など、能力習得の訓練のサービス。増加傾向にあり、現状定員いっぱい。

・[就労継続支援(A型)]

事業所と雇用契約を結んで行うサービス。就労に必要な知識、能力の習得する訓練を行うサービス。

・[就労継続支援(B型)]

非雇用型。雇用契約は結ばない。年齢や体力の面で雇用が困難な方や、A型を受けたが雇用が難しいという方が利用するサービス。知識、能力を習得する訓練を行うサービス。増加傾向。

・[居住系サービス(共同生活援助)]

グループホームのこと。法改正により、ケアホームと一元化された。障がい者の親の高齢化が進んでおり、グループホームの方で体験をしながら慣れていただくという体験利用。今後も増えていくのではないかと思う。

(2)地域生活支援事業の事業量見込み

・[相談支援事業]

箇所数5カ所。佐世保市が委託している。単なる相談だけでなく、年金未受給の方を年金支給に繋げていくなどのサービスも行う。

・[日常生活用具給付事業]

4メニューあり、排泄管理支援用具(ストーマ、紙おむつなどの支給)だけ数字が多くなっている。増加傾向。

・[地域活動支援センター機能強化事業]

3カ所あったが、1カ所が法定給付に移った。

・[日中一次支援事業]

箇所数変動なし。利用人数は減少傾向。放課後等デイサービスに児童放課後預かるサービスが充実してきており、そちらに移行する方が増えている。

(3)児童福祉法上のサービス事業見込み

・[児童発達支援]

未就学の方が利用される。

・[放課後等デイサービス]

就学の方、6～18歳が対象。事業所の開設が相次いでいるため、利用者が増えている。

(3)質疑

◆宮崎委員

素案13ページの障がい者の雇用状況について、雇用人数が記載されているが、身体・知的・精神の内訳は分かるか。

◇事務局(障がい福祉課)

把握していないため、現在お答えはできない。

◆宮崎委員

人数としては、身体障がいの方の雇用が多いのではないかと思う。精神、知的の方も雇用していただきたい。そのために事業所の方の理解が必要。精神、知的の方もできる仕事はある。そういう人がもっと増えてくれば、障がい者全体の雇用率も増えてくるのではないか。ぜひ今後の課題だとして取り組んでほしい。

◇村山部会長

雇用について。佐世保市の場合、佐世保地区障がい者就労支援協議会というのがある。そこで市や県の補助を受けてイベント等を行っている。他地区と比較するとかなり障がい者の就労に対しては、連合活動は活発にやっていると思う。

◆尾形委員

素案の21ページ、地域定着支援について。病院や施設から在宅へ、という国の大きな施策の中で、見込みが低いのではないかと。定着に向けた支援がもっとあった方がいいのではないかと。

◇事務局(障がい福祉課)

ご意見のとおり。常時の連絡体制を確保する必要があるため、24時間体制がとれる事業所が現在のところないのが実情である。今後の課題である。

◆尾形委員

そういうことを、今後取り組んでいくということを期待していいのか。

◇事務局(障がい福祉課)

佐世保市自体ですということ、厳しい部分がある。相談支援事業所等と定期的に会議をやっているのですが、そういう場でこのような件について意見交換等をやっていかなければならないとは考えている。事業所のご理解を得られれば、検討していきたい。

◆会長

概要の事業見込み量の数値について。一部数字が非常に少ないところがある。ということなのか。

◇事務局(障がい福祉課)

自立訓練については、サービス提供事業所が佐世保市内にない。他県で利用されている方がいらっしゃるので、その数字をあげている。

地域移行支援については、病院や施設から地域に帰りたいという方を支援しており、わずかな人数ではあるが、少しずつ地域に戻っていただいている。大量に戻れる状況ではない。地域に戻るまでに様々な訓練等必要になるので、事業所が支援しながら行っている。

◆尾形委員

住居系サービスの共同生活援助は、利用者が増える見込みとのことだが、グループホーム自体がどれくらい増えていくのか。利用者数が増えても施設が増えないことに、入れる方は増えないのではないだろうか。

◇事務局(障がい福祉課)

事業所を対象に調査を行った結果、グループホームをやりたいという事業者があったので、それを勘案した数値をあげている。

◆会長

具体的な話になっているのか。

◇事務局(障がい福祉課)

建設のための用地の確保できない等の課題もあり、将来的にはやりたいという話ではある。一応、事業量の増加として見込んでいる。

◆迎部会長

高齢者の施設に関しては、高齢者専門部会でも人材の不足というのが深刻な問題であるが、障がい者施設については、人材の確保は十分にできているのか。人材育成、確保のために何か具体的な方針でやっているのか。

◇事務局(障がい福祉課)

特に市の方で計画・指針があるわけではないが、現在サービスを行っている事業者等については、人材が足りないという話は聞いていない。ある程度、人数は確保できているのではないかと考えている。

◆神保委員

素案19ページ④就労継続支援(A型)について、第4期では横ばいと見込んでいるのはなぜか。

◇事務局(障がい福祉課)

調査の結果、A型の開設希望がなかった。B型については、B型事業所の設立があっており、希望もあがっているた

め、増加と見込んでいる。

◆尾形委員

事業所が開設されるように、市としては何かしているのか。

◇事務局(障がい福祉課)

市の施策としてはサービスの提供のみとなっており、設置のための施策は持ち合わせていない。今後新規で開設される事業所が出てくる可能性はあるが、今のところ開設見込はない。

⇒審議会として計画案を承認

■報告事項①「新させぼっ子未来プラン(仮称)」の策定について

事務局(子ども政策課)

〈資料「子-1」により説明〉

●新制度の方向性について

- ・現在子ども子育て会議において審議中。途中経過を報告する。
- ・子育てがしやすい社会の実現を目的として、子ども子育て関連3法が成立。これにより、子ども子育て支援新制度が今年4月からスタートすることになった。
- ・この制度は子ども子育て支援法第61条において、子ども子育て支援事業計画を策定することになっており、市町村実施主体として、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保・教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取り組みを推進するもの。
- ・計画策定に当たって、市の附属機関として子ども子育て会議、および3分科会を設置し協議を行っていただいた。また、市民アンケート、グループインタビューなどを実施。
- ・市はこれまで、次世代育成支援佐世保市行動計画を策定し、各施策に取り組んできた。この行動計画の進捗管理や評価を行いながら、行動計画の基本的方針を引き継ぐ形で今回の支援事業計画を策定する。
- ・「新させぼっ子未来プラン(仮称)」は次世代育成支援行動計画と子ども・子育て支援事業計画を併せ持つ計画。
- ・計画の期間は平成27年度から31年度までの5年間。
- ・基本理念を「心豊かな人を育むまち」としている。

●次世代育成支援行動計画の基本的な方向性について

- ・以下の5項目の重点目標を定めている。
 - ①子供を安心して産み育てることのできる環境の充実
 - ②地域での子どもと子育ての支援
 - ③子育てと仕事の両立支援
 - ④幼児教育の充実
 - ⑤計画推進のための包括的サポート

●子ども子育て支援事業計画について

- ・幼児教育、保育などにかかる支援サービス量の具体的な事業計画。
- ・教育・保育の量の見込み、及び提供体制の確保内容・実施時期、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)など、11事業について記載。

■報告事項②佐世保市子ども発達センターの移転について

事務局(子ども政策課)

≪資料「子-2(当日)」により説明≫

- ・佐世保市子ども発達センターは平成27年2月1日に、常磐町サンクル4番館に移転・オープン。
- ・1回の親子交流広場でわいわい広場については土日も開館して対応。

●質疑

◆井手委員

昨日、松浦町公園で障がい者団体の方々のイベントが行われていた。今後とも、ぜひ街中を積極的に利用してほしい。何でも相談いただきたい。

◆久保委員

少子化が一番の問題ではないか。福岡は、子どもは医療費無料。市は県に進言したらいいのではないか。そうすれば、多少子育てがしやすくなるのでは。

◇事務局(子ども政策課)

佐世保市は、未就学児は無料。小学生にまで拡大してほしいという意見は多い。県で統一されているため、県に要望しており、実現することを願っている。

【終了】